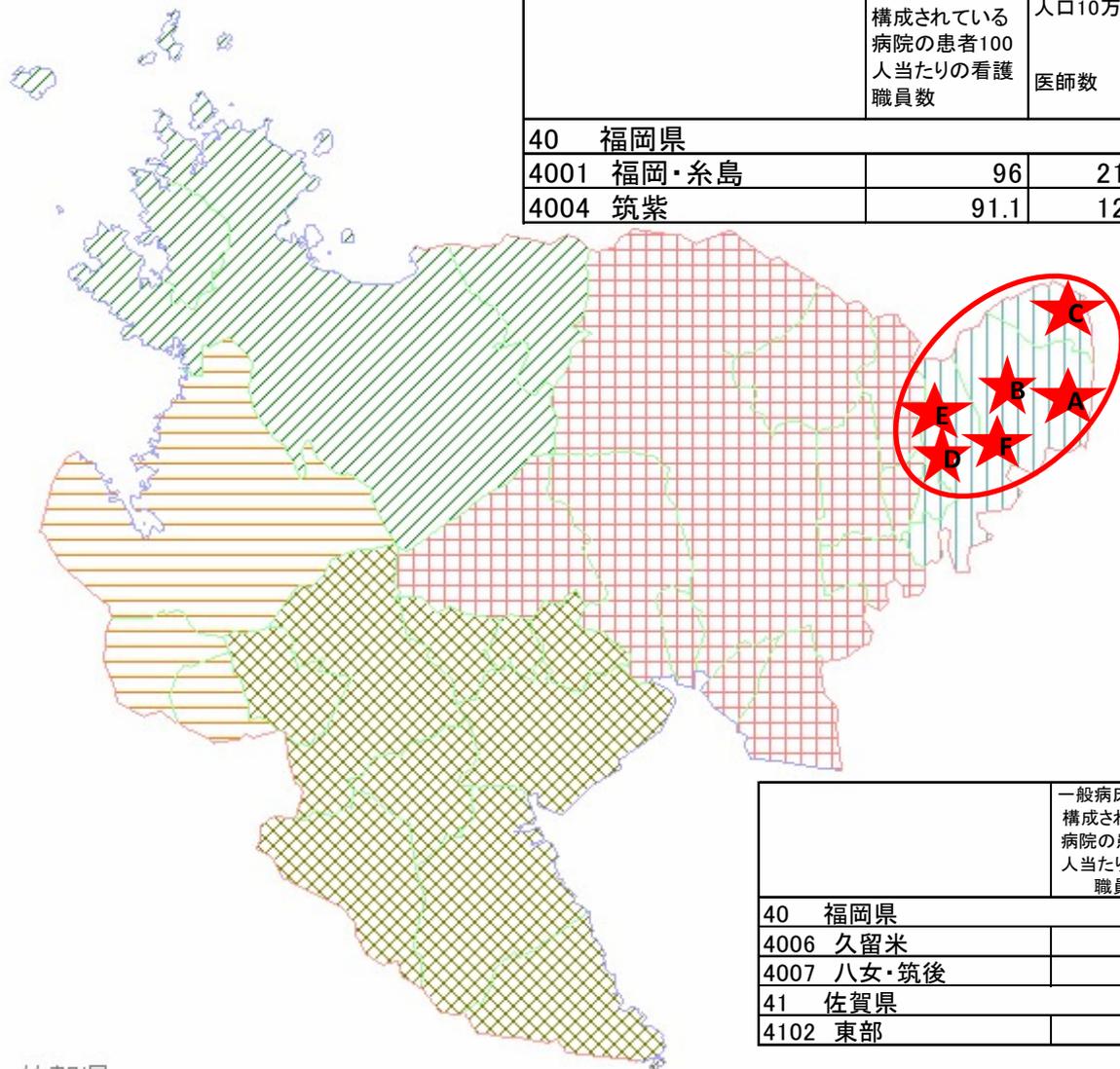


佐賀県東部保健医療圏

国土地理院承認 平14総複 第149号

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対 医師数	人口10万対 看護職員数	人口千人対 病床数	人口千人対 一般病床数	人口千人対 療養病床数
40 福岡県						
4001 福岡・糸島	96	219.8	889.4	15.6	8.6	3.8
4004 筑紫	91.1	121.5	544.9	12.0	5.1	3.8



【一般病床をもつ医療機関】

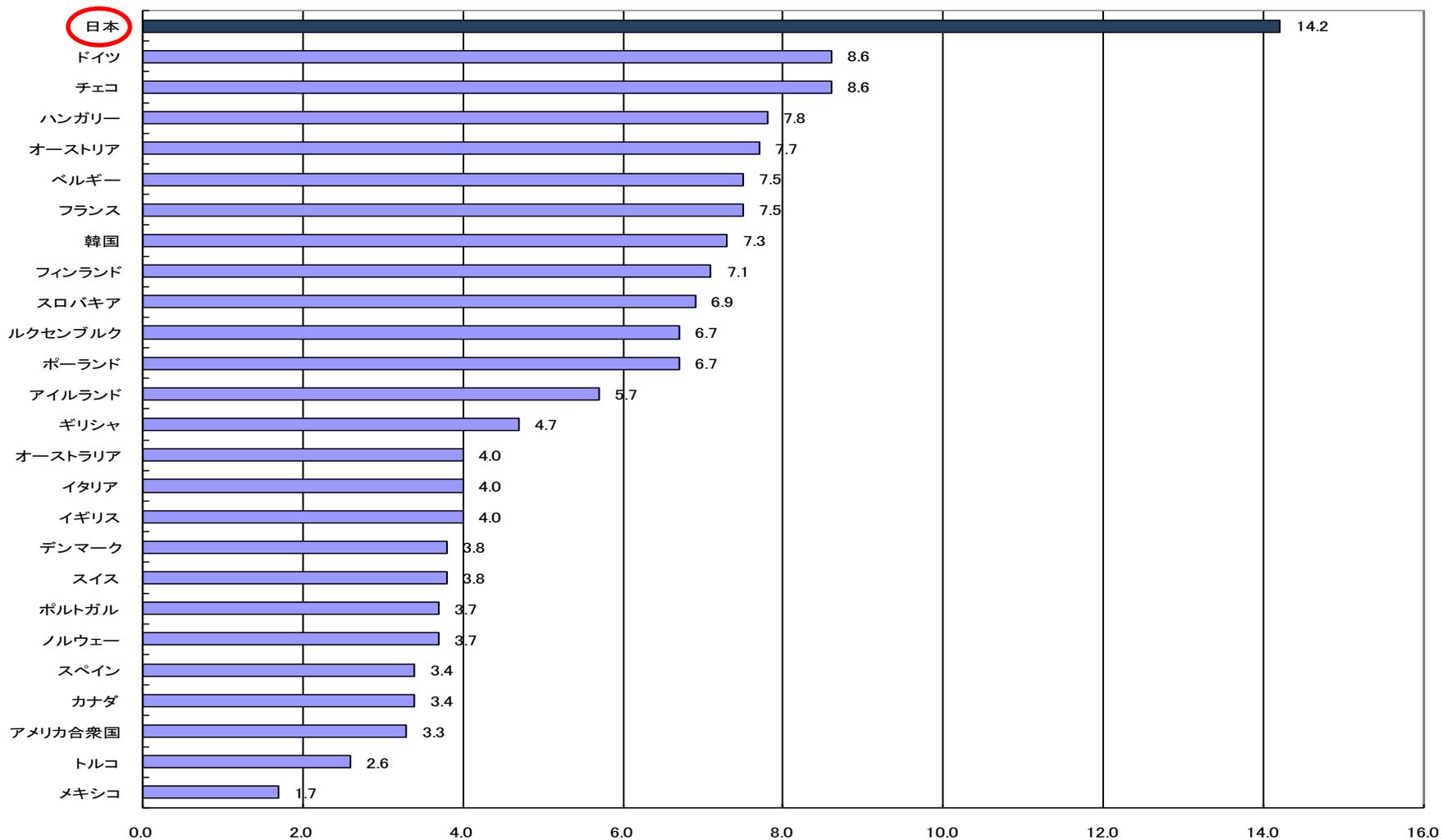
	届出区分	一般	療養
A	7対1	90	89
B	15対1	24	26
C	7対1	102	50
D	13対1	40	16
E	10対1	360	
F	7対1	24	26

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対 医師数	人口10万対 看護職員数	人口千人対 病床数	人口千人対 一般病床数	人口千人対 療養病床数
40 福岡県						
4006 久留米	80.6	297.4	1,122.0	20.3	10.8	4.9
4007 八女・筑後	100.8	131.6	835.5	16.5	7.0	6.2
41 佐賀県						
4102 東部	54.1	100.8	859.1	20.2	6.2	7.1

OECD諸国の病床数について(2004年)

人口1000当たりの病床数は14.2と、他のOECD諸国に比べて大幅に多くの病床を有している。

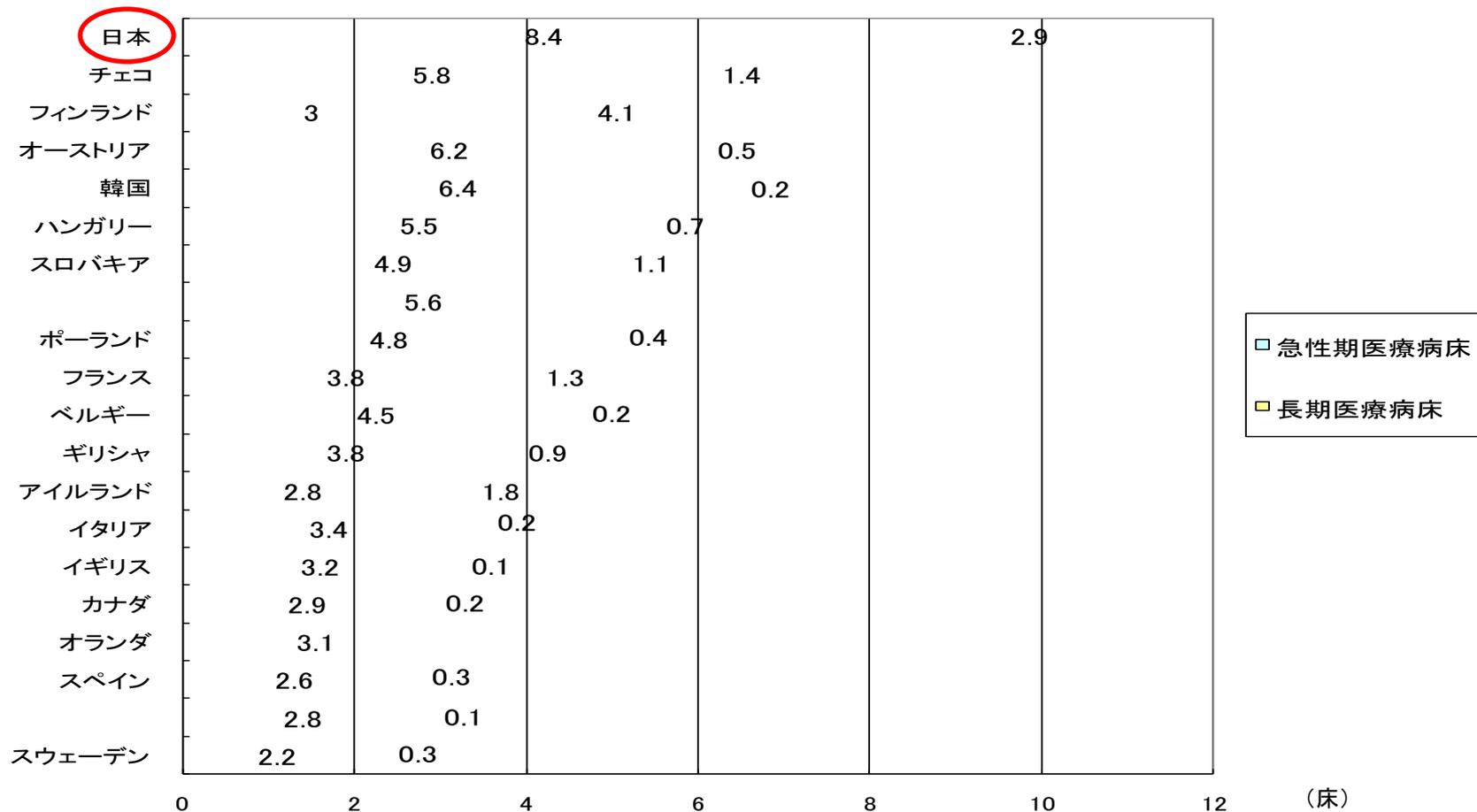
OECD諸国の人口1000当たり病床数(2004年)



OECD諸国の人口1000人当たりの急性期医療病床数、長期医療病床数

日本は人口1000人当たりの急性期医療病床数と長期医療病床数は、他国と比べてともに多い。

OECD諸国の人口1000人当たりの急性期医療病床数及び長期医療病床数(2004)



出典: OECD Health Data 2007

注1) 急性期医療病床: 治療に有効なケアを行うための病床(病院内のものに限る。)

注2) 長期医療病床: 慢性的な病気やADL(Activities of Daily Living)における自立度の減少のため、長期のケアが必要とされる患者を収容する病床(病院内のものに限る)。

注3) 国によりそれぞれの病床に含まれる基準が異なっているため、完全には定義と一致していないものもある。

9医療圏における過疎4法での対応

- ・離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域
- ・辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1号に規定する地域
- ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条1項に基づいて指定された振興山村
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

都道府県名	2次医療圏		過疎4法での対応			
			離島	辺地	山村	過疎
北海道	北渡島檜山	長万部町、今金町、八雲町、せたな町		○	○	○
群馬県	吾妻	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、高山村、東吾妻町		○	○	○
静岡県	賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町			○	○
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村		○	○	○
滋賀県	湖西	高島市		○	○	○
和歌山県	那賀	岩出町、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町				
	御坊	由良町、日高町、御坊市、川辺町、印南町、中津村、美山村		○	○	
徳島県	西部Ⅱ	三好市、東みよし町		○	○	○
佐賀県	東部	上峰町、みやき町、鳥栖市、基山町				12

【参考】 届出受理後の措置

第3 届出受理後の措置等

1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行う。

ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

(1) 平均在院日数及び月平均夜勤時間数については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(中略)

(3) 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の数に対する看護師の比率については、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(4) 医療法上の許可病床数(感染症病床を除く。)が100床未満の病院及び特別入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、1日に当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(中略)

2 1による変更の届出は、1のただし書の場合を除き、届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に速やかに行うこと。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準の場合には、当該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。

厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の 基準並びに入院基本料の算定方法について

(平成20.3.28保医発0328001)

第2 医師若しくは歯科医師の員数および入院基本料の算定方法

1 離島等所在保険医療機関以外の場合

2に該当する保険医療機関以外の保険医療機関であって、「別紙2」に規定する基準に該当するものについては、医科点数表若しくは歯科点数表に規定する入院基本料又は老人入院基本料の所定点数から、「別紙2」の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

2 離島等所在保険医療機関の場合

次に掲げる地域を含む市町村に所在する保険医療機関(以下「離島等所在保険医療機関」という。)であって、「別紙2」に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、「別紙2」の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

- ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域
- イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に基づいて指定された振興山村
- エ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

別紙2

1. 医療法標準による医師等の員数の基準と入院基本料(第3の3により届出された入院基本料および特別入院基本料を含む)の算定方法

	医師若しくは歯科医師の員数の基準	
	70/100以下	50/100以下
離島等所在保険医療機関以外の場合	90/100	85/100
離島等所在保険医療機関	98/100	97/100

2. 以下略